

足場設備の墜落防止対策等は万全ですか？

川崎北労働基準監督署

日ごろから労働基準行政における労働災害防止対策の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局管内においては第12次労働災害防止推進計画（平成25年度～29年度）に基づき、神奈川県内の労働災害（死亡・休業4日以上）を平成29年までに15%減少（平成24年比）させることを目標とし、各種施策を展開しており、川崎北労働基準監督署管内においても労働災害撲滅のため、事業場の皆様に各種施策の推進に御協力いただいているところであります。

川崎北署管内で発生した過去5年間の労働災害件数をみると、休業4日以上の労働災害は平成22年と比べると全業種で13%の増加、建設業では29%の増加という状況であり、特に建設業では休業4日以上の死傷災害の増加とあわせて、死亡災害も急増しており、非常に憂慮すべき事態にあります。

○川崎北労働基準監督署における労働災害発生状況（平成22年～平成26年）

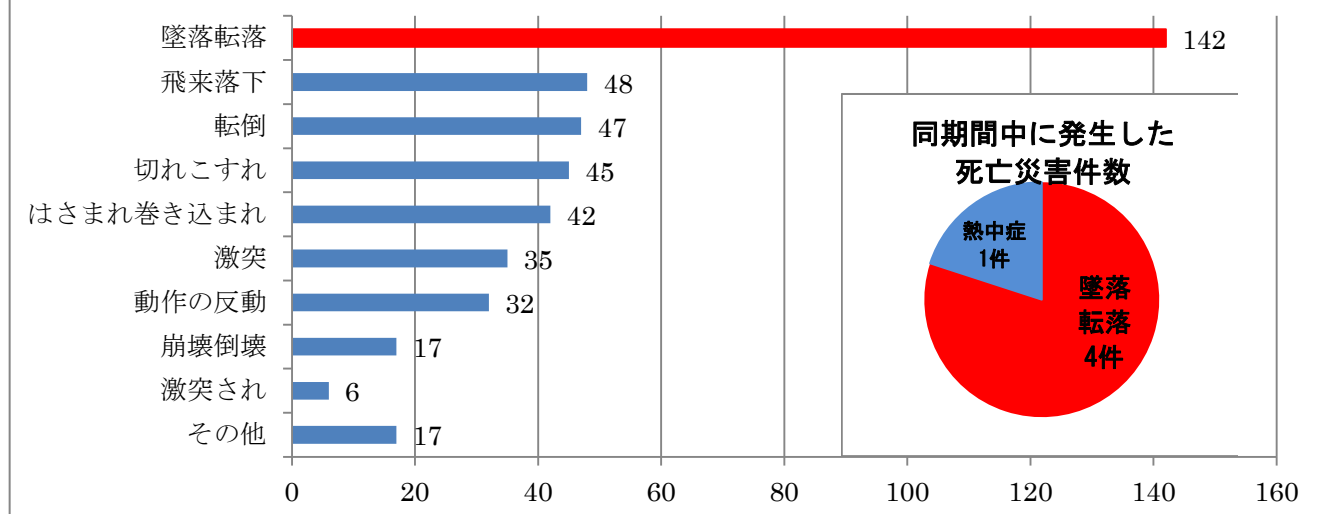
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
建設業	71	88	77	94 (1)	101 (4)
全産業	411	459 (4)	484 (2)	479 (2)	477 (8)

() 内数値は死亡災害件数

建設業で発生した労働災害を事故の型別に見ると、「墜落・転落」災害が全体の3割を超えており、他の事故の型と比べおおよそ3倍以上も発生率が高い状況にあります。また、建設業で発生した死亡災害の8割は「墜落・転落」によるものです。

建設業における事故の型別災害発生状況

（平成22年～平成26年分集計 川崎北署管内分）



建設業の現場では

『墜落しない・させない』設備の重要性が高まっています！

そこで👉 今一度足場について見直してみましよう！

機械等設置届の作成時における事前確認（社内審査）を徹底しましょう！

建設現場での墜落災害を防止するうえで、高所作業時に安全な足場を組み立てる等の方法により作業床を確保することが非常に重要です。特に労働安全衛生法では足場の規格や構造について必要最低限守るべき事項を定めているところですが、近年の墜落災害の発生状況から法改正が行われております。また、法令を遵守するだけでは安全を担保することが難しいことから、規則を遵守しつつ、より安全な対策を講じていただく必要性が高まっている状況にもあります。

そこで、今一度、設置届の作成時や足場の組み立て作業前などに社内審査を徹底し、法令遵守はもちろん、各現場に適した安全対策が講じられているかチェックをお願いいたします。

○平成21年6月1日施行の労働安全衛生規則改正および 通達による「より安全な措置」

	前回改正前	① 前回改正後の墜落防止措置	②実施することが望ましい「より安全な措置」
1. 墜落防止措置			
単管足場の例	高さ75cm以上の手すり	高さ85cm以上にUP 高さ35～50cmの位置に中さん	「幅木」の追加
わく組足場の例	交さ筋かい	高さ15～40cmの位置に下さん 高さ10cm以上の幅木	「上さん」の追加 メッシュシート
2. 飛来物防止措置	足場における明示規定なし		
3. 事業者による足場の点検			
	<ul style="list-style-type: none">・つり足場を除き作業開始前の点検義務なし・悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検義務	<ul style="list-style-type: none">・作業開始前の点検を義務化・悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検結果の記録・保存を義務化	<ul style="list-style-type: none">・足場の組立て等の後の点検は、一定の知識・経験を有する者が実施

👉 計画届の作成時に留意願いたいこと。

・川崎北労働基準監督署では、過去の災害発生事例や実際の現場における足場の設置状況などを鑑み、足場、架設通路に関する設置届等の窓口審査時に、下記の事項について確認を行っています。

- (1) 足場の計画を行う際、「躯体と足場の間隔」は、「躯体と建地の距離」ではなく「**躯体と作業床の端までの距離**」とし、実際の足場上において労働者が墜落するおそれがないよう間隔に留意してください。
- (2) 標準断面図において躯体と足場の間隔を狭めた計画であっても、**実際の躯体の形状**（ベランダ、庇、パラペット他）により、作業する労働者が躯体側に墜落のおそれがある箇所には、**下さんや中さん、墜落防止用の層間ネットなどの設置が必要**です。
- (3) 足場の上下連続した層で同時作業がある場合は、各階スラブ面の躯体間養生を設けるだけでなく、その**中間層に物体の落下防止のための措置**（足場板、層間ネット、幅木など）**が必要**です。

○平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の改正 ～足場からの墜落防止対策の強化関係～

改正の概要

(1) 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

<現行>

足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。

<改正後>

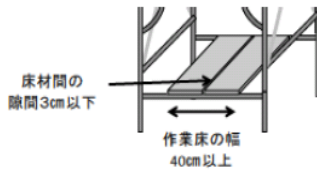
足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)を特別教育の対象とする。

(2) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

<現行>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 幅は40cm以上、
床材間の隙間は3cm以下



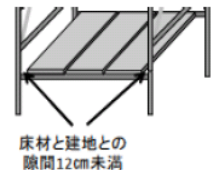
- ② 足場からの手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができる。

<改正後>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 現行①に加え、床材と建地との隙間は12cm未満とすることを追加する。

※ 一定の場合には、床材と建地との隙間が12cm以上の箇所に防網を張る等の墜落防止措置で代替可能。



- ② 現行②の一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することを追加する。
- ③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことを追加する。
- ④ ②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

(3) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

<現行>

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。

※ 事業者が講じなければならない墜落防止措置等

- イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること
- ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること
- ニ 足場材の緊結等の作業にあつては、幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること
- ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること

<改正後>

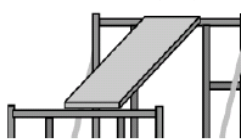
- ① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。
- ② 足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとする。

イ 幅40cm以上の作業床を設けること。

※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。

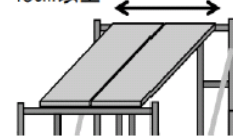
<現行>

足場板の幅
20cm以上



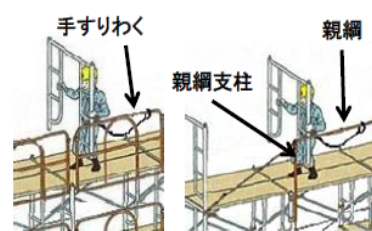
<改正後>

作業床の幅
40cm以上



- ロ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。

※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

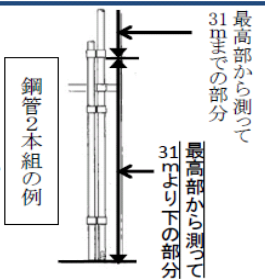


安全帯取付け設備の例

(4) 鋼管足場に係る規定の見直し

<現行>

規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、**建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすること。**



<改正後>

建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう。)が**最大使用荷重**(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)を超えないときは、**鋼管を2本組とすることを要しないものとする。**

(5) 注文者の点検義務の充実

<現行>

特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であって、**強風等の悪天候、中震以上の地震の後**においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について**点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。**

<改正後>

足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について**点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとする。**

最新の情報は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご参照ください。

●厚生労働省ホームページ内（下記参照）足場等に関連する情報一覧

○足場からの墜落防止対策を強化します。～平成27年7月1日から施行～（H27.3）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081917.html>)

○足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント（H26.7）
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140805-1.pdf>)

○足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について（H24.3）
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120309-1.html>)

○改正労働安全衛生規則等に基づく足場からの墜落防止措置の効果の分析について（H22.7）
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei37/analysis.html>)

○建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況に係る調査結果について（H22.4）
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei37/index.html>)

○労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました（H21.6）
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei26/index.html>)

○単管足場に「ボンジョイント」を使用しないでください！！
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei18/index.html>)



川崎北労働基準監督署

※ご不明な点は川崎北労働基準監督署 安全衛生課（電話044（820）3181）までお問い合わせください。

（H27.5）